



インベスコ

ジャパン・エンタープライズ・オープン

追加型投信／国内／株式

- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書（請求目論見書）」（以下「請求目論見書」といいます。）を含む詳細な情報は、委託会社のホームページに掲載しています。また、信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの販売会社、基準価額等は、右記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社（ファンドの運用の指図を行う者）

インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第306号

#### 照会先

お問い合わせダイヤル 03-6447-3100

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ

<http://www.invesco.co.jp/>

受託会社（ファンドの財産の保管および管理を行う者）

株式会社りそな銀行

| 商品分類    |        |                   |
|---------|--------|-------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| 追加型投信   | 国内     | 株式                |

| 属性区分                           |      |        |               |
|--------------------------------|------|--------|---------------|
| 投資対象資産                         | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態          |
| その他資産<br>(投資信託証券<br>(株式 中小型株)) | 年1回  | 日本     | ファミリー<br>ファンド |

上記、商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

## 委託会社の情報

|                        |                        |
|------------------------|------------------------|
| 委託会社名                  | インベスコ・アセット・マネジメント株式会社  |
| 設立年月日                  | 1990年11月15日            |
| 資本金                    | 4,000百万円 (2020年5月末現在)  |
| 運用する投資信託財産の<br>合計純資産総額 | 1兆4,293億円 (2020年5月末現在) |

■本書により行う、インベスコ ジャパン・エンタープライズ・オープンの受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年7月21日に関東財務局長に提出しており、2020年7月22日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき、事前に受益者の意向を確認します。

■ファンドの投資信託財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき、受託会社において分別管理されています。

■請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社より交付されます。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

■ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

## ファンドの目的

わが国の中小型株式を実質的な主要投資対象\*とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

※「実質的な主要投資対象」とは、ファンドがマザーファンドを通じて投資する、主要な投資対象をいいます。

## ファンドの特色

- 1 主として、マザーファンド\*受益証券への投資を通じて、わが国の中小型株式に投資します。
- 2 安定的な利益成長が予想される企業や、新しい技術・サービスで高利益成長が期待される企業に投資します。
- 3 企業訪問を通じた徹底したボトムアップ・アプローチにより、銘柄を選択します。

※ファンドが投資対象とするマザーファンドは、「インベスコ 中小型・成長株 マザーファンド」です。

## ファンドの投資戦略

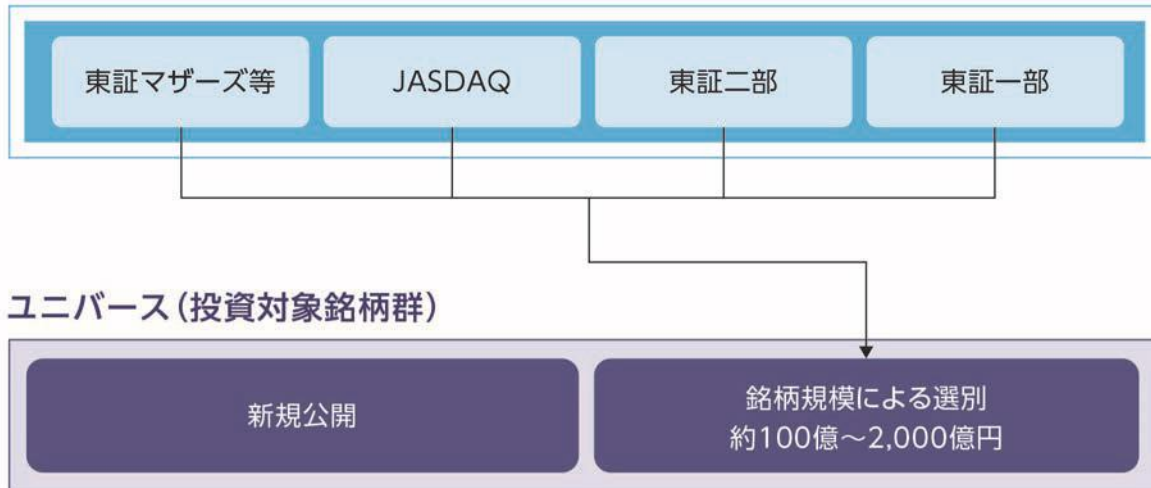
### BUY Small Today, but Big Tomorrow

(「今日小さくても、明日大きくなるものを買おう」の意)

ファンドは、継続的な高い利益成長によって、新興市場から東証一部への指定替えなど、企業規模を拡大させて行くと見込まれる企業に中長期的に投資します。一般的に、中小型株が大型株に成長していく局面が、企業のライフサイクルの中で最も成長力が高く、株式市場でも脚光を浴びる時期であると考えます。こういった局面に集中投資することによってリターンを最大化するのが成長株投資の狙いです。

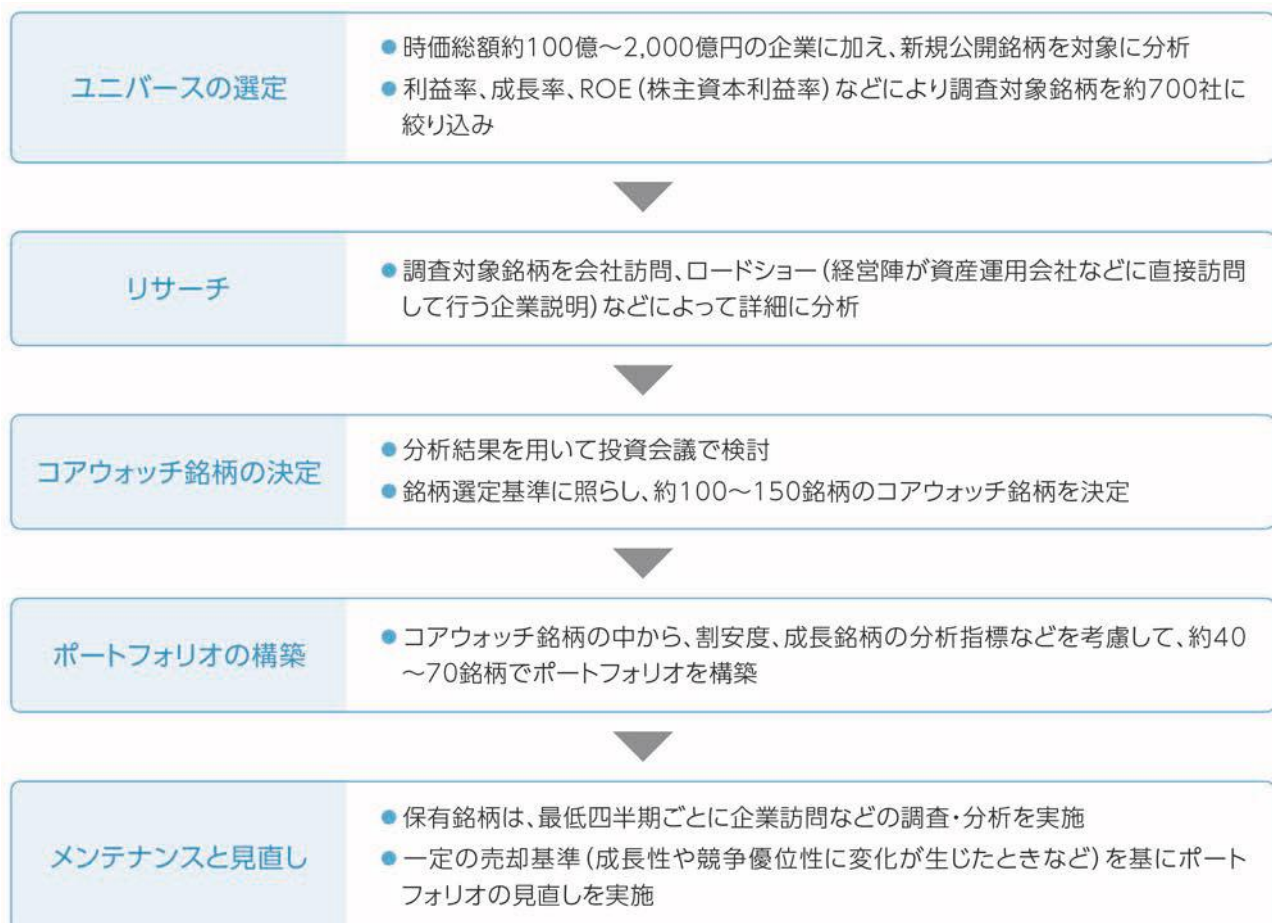
## ■ファンドの投資対象

- ファンドは、主として日本の中小型上場株式に投資します。
- 時価総額約100億～2,000億円の企業に加え、新規公開銘柄をユニバース（投資対象銘柄群）とします。



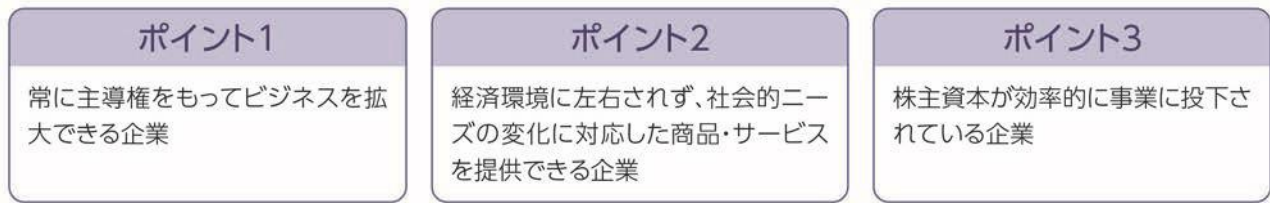
\* 上記の株式市場以外に、他の国内株式市場の銘柄に投資する場合があります。

## ■ファンドの運用プロセス



# ファンドの目的・特色

## 【コアウォッチ銘柄の銘柄選定基準】



\* ファンドの運用プロセス等は、2020年5月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

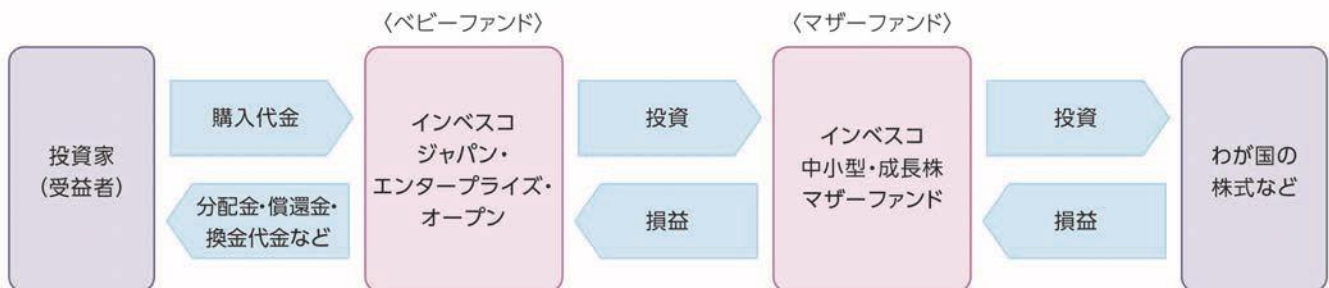
資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき、およびこれらに準ずる事態が生じたとき、あるいは投資信託財産の規模が上記の運用を行うに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

\* 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、償還の準備に入ったときなどが含まれます。

## ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式\*で運用を行います。

\*ファミリーファンド方式とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して実質的な運用を行う仕組みです。  
なお、ファンドは投資状況により、マザーファンドのほか株式等に直接投資する場合や、マザーファンドと同様の運用を行う場合があります。



## 主な投資制限

|                               |                                                                                                                                                                                               |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式への実質投資割合 <sup>※1</sup>      | <p>制限を設けません。</p> <p>※1 実質投資割合とは、ファンドに属する資産の時価総額と、マザーファンドに属する資産のうちファンドに属するとみなした額（ファンドに属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額のファンドの純資産総額に対する割合をいいます。以下同じです。</p> |
| 同一銘柄の株式への実質投資割合               | 投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。                                                                                                                                                                       |
| 外貨建資産への実質投資割合                 | 投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。                                                                                                                                                                       |
| 投資信託証券 <sup>※2</sup> への実質投資割合 | <p>投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>※2 マザーファンド受益証券は除きます。</p>                                                                                                                                     |
| デリバティブ取引の利用                   | ヘッジ目的に限定します。                                                                                                                                                                                  |

## 分配方針

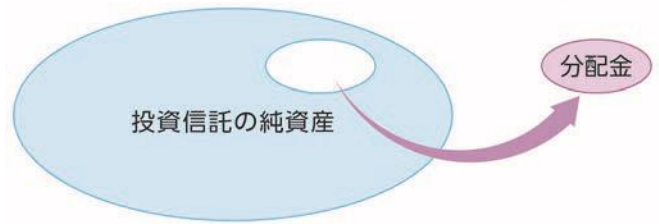
- 年1回の4月27日（同日が休業日の場合は翌営業日）の決算日に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないこともあります。

\* 上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

## 収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われるため、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、分配金の水準のみからファンドの収益率を求めることはできません。
- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

ファンドは預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではないため、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて受益者に帰属します。

## 基準価額の変動要因

ファンドは実質的に国内の株式など値動きのある有価証券等に投資しますので、以下のような要因により基準価額が変動し、損失を被ることがあります。

### 価格変動リスク



〈株式〉株価の下落は、基準価額の下落要因です。

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績や財務状況、市場の需給などを反映し、下落することがあります。

中小型株式は、一般的に業績の変化が大きく、株式市場全体の値動きよりも株価の変動が大きくなる傾向にあります。

### 信用リスク 発行体や取引先の債務不履行等の発生は、基準価額の下落要因です。



ファンドが投資する有価証券の発行体が債務不履行や倒産に陥った場合、または懸念される場合、当該有価証券の価格が大きく下落したり、投資資金を回収できなくなることがあります。また、投資する金融商品の取引先に債務不履行等が発生した場合に、損失が生じることがあります。

### 流動性リスク 流動性の低い有価証券等は、不利な条件での売買となる可能性があります。



市場規模が小さい、または取引量が少ない有価証券等については、市場実勢から期待される価格で売買できない場合や、希望する数量の一部またはすべての売買ができない可能性があります。

\* 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

### 投資信託に関する留意点

- ファンドの購入に関しては、クーリングオフ（金融商品取引法第37条の6の規定）制度の適用はありません。
- ファンドにおいて短期間に相当金額の換金資金の手当てを行う場合や市場環境の急激な変化等により市場の流動性が低下した場合は、当初期待された価格や数量で有価証券等を売却できないことがあります。

- マザーファンド受益証券に投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動などが生じ、マザーファンドにおいて組入有価証券等の売買が行われた場合などには、組入有価証券等の価格の変化や売買手数料などの負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## リスクの管理体制

- 委託会社は、運用リスク管理委員会において、運用リスクを把握し、運用の適切性・妥当性を検証、審議します。
- パフォーマンス分析部は、ファンドの運用リスクの分析などを行い、運用リスク管理委員会に報告します。また、コンプライアンス部は、ファンドのガイドラインの遵守状況などをモニタリングし、必要に応じて運用担当部署に是正を指示します。

\* リスクの管理体制における組織名称などは、委託会社の組織変更などにより変更となる場合があります。  
この場合においても、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

## 〈参考情報〉

### ■ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 上記、各グラフのファンドに関するデータは、課税前の分配金を再投資したものとみなして計算した分配金再投資基準価額を用いています。実際の基準価額および基準価額に基づいて計算した騰落率とは異なる場合があります。

### ■ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

ファンド：2015年6月～2020年5月  
代表的な資産クラス：2015年6月～2020年5月



\* 「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、ファンドと他の代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較できるように作成したものです。すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示しています。

## 代表的な資産クラスの指数について

### 日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)

TOPIXは、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄の株価を対象として算出した指数です。TOPIXは、東京証券取引所の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東京証券取引所が有しています。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

### 先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

### 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。なお、円ベース指数については、委託会社がMSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

### 日本国債 NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

### 先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### 新興国債 JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドは、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。円ベース指数については、委託会社がJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (米ドルベース) に、当日の米ドル為替レート (WM/ロイター値) を乗じて算出しています。

指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はJPMorgan Chase & Co.及び関係会社 (「JPモルガン」) に帰属しております。JPモルガンは、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。JPモルガンは、指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドを推奨するものでもなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

\* 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースのものを使用しています。

## 基準価額・純資産の推移

## ■基準価額・純資産総額の推移（過去10年）



\* 基準価額、分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。  
 \* 分配金再投資基準価額は、課税前分配金を再投資したと仮定した数値を用いています。

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 41,715円 |
| 純資産総額 | 749百万円  |

## ■期間騰落率

| 期間  | ファンド   |
|-----|--------|
| 1カ月 | 11.8%  |
| 3カ月 | 17.8%  |
| 6カ月 | -3.5%  |
| 1年  | 2.1%   |
| 3年  | 8.1%   |
| 5年  | 39.2%  |
| 設定来 | 379.5% |

\* 期間騰落率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

## 分配の推移

(課税前／1万口当たり)

| 決算期 | 2016年4月 | 2017年4月 | 2018年4月 | 2019年5月 | 2020年4月 | 設定来累計  |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 分配金 | 300円    | 300円    | 0円      | 0円      | 0円      | 3,600円 |

## 主要な資産の状況

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

## ■資産配分

|        | 純資産比  |
|--------|-------|
| 株式     | 96.1% |
| キャッシュ等 | 3.9%  |
| 銘柄数    | 43    |

## ■組入上位5業種

|   | 業種     | 純資産比  |
|---|--------|-------|
| 1 | サービス業  | 22.5% |
| 2 | 情報・通信業 | 18.2% |
| 3 | 小売業    | 9.3%  |
| 4 | 建設業    | 6.3%  |
| 5 | 不動産業   | 6.2%  |

## ■組入上位10銘柄

|    | 銘柄名            | 業種       | 純資産比 |
|----|----------------|----------|------|
| 1  | ウエストホールディングス   | 建設業      | 6.3% |
| 2  | ペプチドリーム        | 医薬品      | 5.3% |
| 3  | デジタルアーツ        | 情報・通信業   | 5.1% |
| 4  | メック            | 化学       | 4.6% |
| 5  | オプトラン          | 機械       | 3.8% |
| 6  | 第一精工           | 電気機器     | 3.6% |
| 7  | メディアドゥホールディングス | 情報・通信業   | 3.6% |
| 8  | ネクステージ         | 小売業      | 3.5% |
| 9  | アインホールディングス    | 小売業      | 3.4% |
| 10 | MA R UWA       | ガラス・土石製品 | 3.3% |

\* 業種は東証33分類に基づいています。

## 年間収益率の推移



\* ファンドにはベンチマークはありません。

\* ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額を基に算出しています。

\* 2020年は5月末までの騰落率を表示していません。

## お申し込みメモ

|             |                                                                             |                                 |                                                                                                  |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位        | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。<br>*分配金の受け取り方法により、「分配金再投資コース」と「分配金受取りコース」の2コースがあります。 | 購入・換金<br>申込受付の<br>中止および<br>取り消し | 取引所などにおける取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた購入・換金のお申し込みの受け付けを取り消すことがあります。 |
| 購入価額        | 購入の申込受付日の基準価額                                                               | 信託期間                            | 無期限（設定日:2000年4月28日）                                                                              |
| 購入代金        | 販売会社が定める期日までにお支払いください。                                                      | 繰上償還                            | 信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合などは、信託期間の途中で償還することがあります。                                    |
| 換金単位        | お申し込みの販売会社にお問い合わせください。                                                      | 決算日                             | 毎年4月27日<br>(ただし、同日が休業日の場合は翌営業日)                                                                  |
| 換金価額        | 換金の申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額                                              | 収益分配                            | 年1回の決算日に分配方針に基づいて収益の分配を行います。<br>*「分配金再投資コース」でお申し込みの場合は、分配金は税引後無手数料で再投資されます。                      |
| 換金代金        | 原則として換金の申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。                                          | 信託金の<br>限度額                     | 2,000億円                                                                                          |
| 申込<br>締切時間  | 原則として毎営業日の午後3時まで<br>(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)                                   | 公 告                             | 受益者に対する公告は、日本経済新聞に掲載します。                                                                         |
| 購入の<br>申込期間 | 2020年7月22日から<br>2021年1月25日まで<br>*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。    | 運用報告書                           | 計算期間の終了ごとおよび償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。                                                   |
| 換金制限        | 投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込には一定の制限を設ける場合があります。                              | 課税関係                            | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除は適用されます。                                  |

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

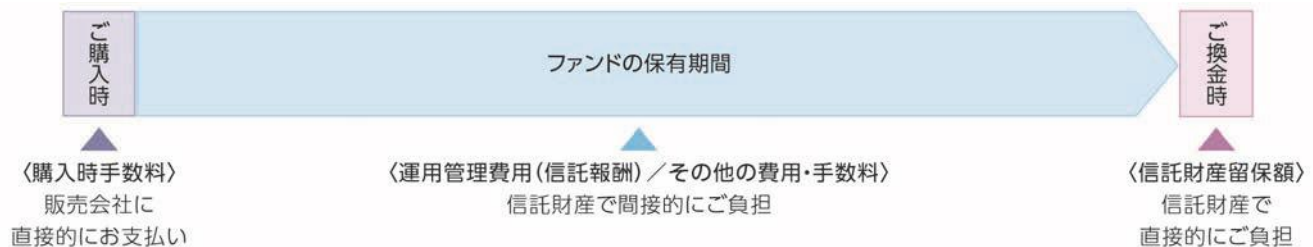
|         |                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入の申込受付日の基準価額に販売会社が定める <b>3.30%（税抜3.00%）以内</b> の率を乗じて得た額<br>* 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、販売会社にお支払いいただきます。 |
| 信託財産留保額 | 換金の申込受付日の基準価額に <b>0.30%</b> の率を乗じて得た額                                                                                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

| 運用管理費用（信託報酬） | <p>日々の投資信託財産の純資産総額に<b>年率1.87%（税抜1.70%）</b>を乗じて得た額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。</p> <p>なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払われます。</p> <p>信託報酬の配分は、以下の通り（税抜）とします。</p> <table> <tr> <th>配分先</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr> <tr> <td>役務の内容</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td></tr> <tr> <td>配分（年率）</td><td>0.80%</td><td>0.80%</td><td>0.10%</td></tr> </table> |                                              |                             | 配分先 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 | 役務の内容 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 | 配分（年率） | 0.80% | 0.80% | 0.10% |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|-----|------|------|------|-------|--------------------------------------------|----------------------------------------------|-----------------------------|--------|-------|-------|-------|
| 配分先          | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 販売会社                                         | 受託会社                        |     |      |      |      |       |                                            |                                              |                             |        |       |       |       |
| 役務の内容        | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 |     |      |      |      |       |                                            |                                              |                             |        |       |       |       |
| 配分（年率）       | 0.80%                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 0.80%                                        | 0.10%                       |     |      |      |      |       |                                            |                                              |                             |        |       |       |       |
| その他の費用・手数料   | <ul style="list-style-type: none"> <li>組入有価証券の売買委託手数料などは、実費を投資信託財産中から支払うものとし、これらの費用は運用状況などによって変動するため、事前に具体的な料率、金額、計算方法および支払時期を記載できません。</li> <li>監査費用は、投資信託財産の純資産総額に対して<b>年率0.11%（税抜0.10%）</b>を上限として、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支払うものとし、</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                  |                                              |                             |     |      |      |      |       |                                            |                                              |                             |        |       |       |       |

\* 上記、ファンドの費用の合計額については、保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

#### 各費用をご負担いただく時期



## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資家の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期            | 項目        | 税金                                         |
|---------------|-----------|--------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税：普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金（解約）時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税：換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記税率は2020年5月末現在の情報をもとに記載しています。

\* 少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取り扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。